

平成28年度第4回郡上市住民自治基本条例検証委員会 会議要旨

1. 日時

平成29年2月27日（月） 19時25分～21時05分

2. 場所

郡上市役所 2階 第1会議室

3. 出席者

（出席委員）上村英二、中山紀子、西脇将洋、日置次郎、佐藤正彰、小椋和子、山中
佐代美、石神 鉦

（アドバイザー）中京大学准教授 今井良幸

（欠席委員）高橋ゆき江

（事務局） 置田優一、和田隆男

4. 報告事項

（1）住民自治基本条例における取り組み実績等について

事務局より報告

委員長

- ・会議の傍聴については、実績はあるか。

事務局

- ・平成27年度に1件、平成28年度に1件の会議で傍聴の方があった。

委員長

- ・議会の傍聴はどうですか。

事務局

- ・前回の議会の一般質問において傍聴があった。人数については数字を把握していない。

アドバイザー

- ・会議の傍聴を認めるか認めないかの基準はあるのか。

事務局

- ・傍聴規則（規定）について、すべての会議に定めている訳ではない。各会議の初回に、公開の有無を協議し、会議の長が決定する。

アドバイザー

- ・会議の公開の周知はどのように行っていますか。

事務局

- ・周知については、市ホームページ、ケーブルテレビ文字放送・データ放送で告知をしている。

委員長

- ・傍聴については、1人できても緊張してしまうかもしれない。また、こちらにも傍聴者があるということで、緊張して会議をすることになる。しかし、これも市民のチェック機能として重要なことである。

委員

- ・もう少し外に向かって検証委員会での協議内容や取り組みなどをPRする会合をやってみてはどうか。
- ・検証委員会での協議の内容を皆に知ってもらうことは、自治会や各種団体に対して、自治基本条例を学ばなければならないという刺激になるのでは

ないか。

委員長

- ・財政関係について広報で紹介されているが、自分達には分かりづらい面がある。以前試行的に市民の方を編集に加えて広報を作られたが、とても分かりやすかった。

次長

- ・その試みについては行政パートナー事業で行った。市民目線で見ると、少しでも分かりやすい内容となるようにするため、大変苦労されたようである。

委員長

- ・行政のことを分かりやすく情報を伝えるということで、良い試みだったと思う。

副委員長

- ・前の会議で、そもそも地域協議会の皆さんが住民自治基本条例を知っているのかという話がありましたが、それでしたら私たちが傍聴に行くのがよいのではないか。

委員

- ・議会を傍聴するのもよいと思う。時間のある人が行ってみるのもよいのではないか。

委員

- ・情報公開というものは、議会や地域協議会、この検証委員会でも情報共有ということで傍聴することは重要でないか。

委員

- ・傍聴については積極的に参加するようにしたほうがよい。傍聴になれていないことから会議そのものが委縮するという面がある。意見を言うことに躊躇してしまう。これを乗り越えないといけない。なかなか難しいと思うが。

アドバイザー

- ・利害関係のある会議は難しいが、この検証委員会の会議ではそのようなことがないことから、いい発言が出され積極的に会議が進められていることを知ってもらおうとよい。

委員長

- ・パブリックコメントの市民からの意見について、少ないと感じている。もっと市民から意見を出してもらえると良いと思う。

(2) 平成29年度住民自治基本条例推進事業について

事務局より報告

- ・検証委員会開催の費用
- ・周知のためのブックレットの制作
- ・広報紙やケーブルテレビを活用した周知
- ・地域協議会や公民館の場での自治条例の説明

委員長より説明

- ・市民協働センターの地域づくり講演会の開催

講師：今井准教授に依頼

対象：自治会長等

内容：住民自治基本条例をテーマに講演

住民自治基本条例検証委員会の委員にも協力をお願いしたい。

- ・ケーブルテレビの番組づくり

検証委員会の様子を放送するのもよいのではないか。

- ・地域協議会の活動内容の広報

市の広報紙で各地域協議会を広報する。

アドバイザー

- ・私の講演だけではなく、私と検証委員の方がディスカッションしながら、自治基本条例の成り立ちから施行までを説明するというのも一つの案である。

委員

- ・地域協議会委員の任期が2年目ということで、活動報告・計画を周知するのはちょうど良いと思う。

委員長

- ・それぞれの地域で記事作成をすると、内容にバラつきが出てしまう。作成は事務局できないか。

次長

- ・すべてを事務局で作成するのは難しいので、記事入力フォーマットを作成し各地域で入力すれば、統一感のある紙面ができるのではないか。

委員長

- ・平成29年度は地域づくり講演会、ケーブルテレビの番組づくり、広報紙への掲載、冊子づくりの4つが周知活動として、検証委員会の具体的な活動となると思う。
- ・地域協議会を記事にすることによってその状況がわかり、それによって活動内容や方向性、今後何が必要であるかの検証ができるのではないか。

副委員長

- ・冊子については、分かりやすい内容を目指すということ、子ども達にも活用してもらいたいということで、中学校の先生に相談するのが良いのではないか。

委員長

- ・来年度作成するというので、早い時期に学校教育課や先生に相談するとよい。
- ・また、市民協働センターの GOODGUJO プロジェクトとリンクできるとよいと思っている。

次長

- ・次期学習指導要領の改訂に合わせ、将来的に自治条例のガイドブックを英語で作成みるというのも、学校との連携として一つの手かもしれない。

5、協議事項

(1) 検証委員会中間報告（案）について

事務局より説明

委員長

- ・検証委員会の設置要綱第2条には、検証委員会の所掌事務として、施行状況の確認があります。そこで施行状況を確認すると周知が不足していることが分かり、その結果、来年度に先にあげた周知方法が必要であるということになった。

第2項では施行上の課題及びその対策とあり、課題としては条例の周知もあるし、地域協議会の活動の周知もある。委員会としては、課題について検証し解決につながる案を提言することになっている。

- ・今回、これまでに検証委員会で協議したことをまとめ、市長さんに中間報告をさせてもらう。
- ・今回までの協議で、市民の自治力の向上、市民自らが主人公であることを認識するように周知することや、住民自治組織について委員会で議論を進めてきた。また、来年度も引き続き、このことについて検証委員会で検証し、問題が解決するよう考えていきたい。

次長

- ・委員の皆さんには、平成27年3月の委員会設置後の会議での熱心な協議をしていただき感謝申し上げます。
- ・これまでのご意見を基に、平成29年度は市民の皆さんに向けた周知をしっかりと実施するよう取り組んでいきたい。来年度もご協力をお願いします。

以上

閉会